

東金市産業用地整備事業建設負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市の区域内への企業の新たな施設の立地及び市内企業の追加投資の促進を図るとともに、本市における産業の集積及び雇用機会の拡大を促進し、本市経済を活性化するため、産業用地整備に要する経費のうち、周辺インフラの整備に係る部分について、予算の範囲内において、建設負担金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 民間事業者 次に掲げる要件のいずれかを満たす者をいう。

ア 営業を行うにつき、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受け、かつ、同法第65条第2項又は第4項の規定による業務停止命令を受けていないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づき、土木工事につき特定建設業の許可を受けていること。

(2) 周辺インフラ 別表第1に掲げる道路、排水施設等をいう。

(3) 審査会 東金市産業用地整備事業審査会設置条例（令和7年東金市条例第2号）第1条の規定により設置する東金市産業用地整備事業審査会をいう。

(対象事業)

第3条 この要綱による建設負担金の交付の対象となる開発事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

(1) 開発事業面積が10ヘクタール以上であること。

(2) 開発に必要な許認可等を取得する見込みがあること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が第5条第1項の募集を行うときに定める要件を満たすこと。

(対象事業者)

第4条 この要綱による建設負担金の交付の対象となる民間事業者（以下「対象事業者」という。）は、前条の対象事業を行う者で、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

(1) 県税、市税、法人税、消費税及び地方消費税について、適正に申告し、及び納付していること。

(2) 事業に必要な事項について届出し、又は許認可を受けていること。

(3) 市長による調査等に積極的に協力すること。

(4) 市長が第5条第1項の募集を行うときに定める要件を満たしていること。

2 前項各号に掲げる要件の審査及び確認については、審査会の資格要件に係る審査をもってこれに代えるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助事業者（関連企業等を含む。）の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、建設負担金の交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者

(5) 宗教活動又は政治活動を目的とする者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者
（対象事業の募集）

第5条 市長は、必要に応じて対象事業の募集を行うものとする。

2 第1項の募集を行わない期間における民間事業者からの提案は、全て無効とする。
（開発事業計画の認定）

第6条 民間事業者は、市長からの募集に応じて、対象事業に係る開発事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、企画提案書兼計画認定申請書（別記第1号様式）に別表第2に掲げる提出書類等を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、審査会へ諮問してその答申を受けた上で、事業計画の認定の可否を決定したときは、認定可否決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第7条 前条第2項の規定により事業計画の認定を受けた対象事業者（以下「認定事業者」という。）が、同項の規定により認定を受けた事業計画（以下「認定計画」という。）の変更又は取下げをしようとするときは、計画変更等申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、必要に応じて審査会へ諮問してその答申を受けた上で、当該変更等に係る書類等を審査し、認定計画の変更等の可否を決定したときは、計画変更等可否決定通知書（別記第4号様式）により認定事業者に通知するものとする。

（協定の締結）

第8条 認定事業者は、次の各号に掲げる事項について市長と協議を行い、その内容について協定を締結するものとする。

- (1) 認定計画の目的
- (2) 事業工程
- (3) 本市の負担上限額
- (4) この要綱の遵守

- 2 認定事業者が第11条の規定により認定を取り消された場合、前項の協定は全て無効とする。

（認定事業者の報告等）

第9条 認定事業者は、認定計画が完了するまでの間、市長から対象事業に関する調査又は報告を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による調査又は報告の結果を受け、改善が必要であると認めるときは、認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善を求めるものとする。

（認定計画の完了）

第10条 認定事業者は、認定計画に基づく事業が完了したときは、市へ周辺インフラの帰属手続を速やかに実施するとともに、完了報告書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による完了報告書が提出されたときは、審査会へ報告するものとする。

（認定計画の取消し）

第11条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第2項の認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき。
- (2) 認定計画と異なる事業を行ったとき。
- (3) 第4条第3項各号の要件に該当することとなったとき。
- (4) 第9条第2項の規定による改善の求めに応じないとき。

（建設負担金の額）

第 12 条 建設負担金の額は、認定事業者が周辺インフラ整備に要した費用を、市が自ら施工した際に想定される整備費用相当額又は対象事業の募集の際に設定した上限額のいずれか低い額とする。

（建設負担金の申請等）

第 13 条 認定事業者は、建設負担金の交付の申請をしようとするときは、建設負担金交付申請書（別記第 6 号様式）を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、申請に係る書類等の審査、現地調査等を実施し、建設負担金交付可否決定通知書（別記第 7 号様式）により認定事業者に通知するものとする。

3 前項の規定により交付の決定を受けた認定事業者（以下「交付決定者」という。）は、建設負担金の交付を請求しようとするときは、建設負担金交付請求書（別記第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、交付決定者に対し、周辺インフラの整備に係る建設負担金を支払うものとする。

（建設負担金の交付決定の取消し）

第 14 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第 2 項の規定による建設負担金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により当該交付決定を受けた場合

(2) 対象事業に関する法令又はこの要綱に違反した場合

（建設負担金の返還）

第 15 条 市長は、前条の規定により建設負担金の交付決定を取り消したときは、既に支払った建設負担金の一部又は全部について、期限を定めて当該交付決定を取り消した者に対し、その返還を請求するものとする。

2 前項の規定により建設負担金の返還の請求を受けた者は、当該建設負担金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（補則）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条第 3 号）

種別	内容
道路	次の 1 又は 2 のいずれか及び 3 に該当する道路 1 東金市宅地開発指導要綱（平成 4 年東金市告示第 2 4 号）第 1 1 条第 1 項の規定による東金市宅地開発施設整備技術基準により定められたもの 2 1 の規定にかかわらず、認定計画区域内外であっても、周辺道路の整備状況により、1 に準じる道路であると市長が認めるもの 3 整備すべき必要最小限の区間であるもの。ただし、対象事業を行うに際して、必要不可分な周辺道路改良事業と市長が認める場合は除く。
排水施設	次のいずれかに該当する雨水排水施設をいう。 1 東金市宅地開発指導要綱第 1 3 条及び第 1 4 条の規定による東金市宅地開発施設整備技術基準により定められたもの 2 道路下に整備されるインフラ施設のもの
その他	その他の市長が認める施設

備考 排水施設において、認定計画区域外に設置した施設が認定計画区域内に配置した施設と一体で分離が困難な場合は、認定計画区域内に設置した最も近い人孔等までを対象とする。

別表第 2（第 6 条第 1 項）

提出書類等	内容等
事業者概要書	1 本社及び主要な事業所 2 業務内容 3 本業務を行う上での経営、財務、事業継続等に関する課題等 4 応募理由
産業用地造成及び企業誘致実績報告書	産業用地整備及び企業誘致における実績（実施箇所、実施規模、分譲状況、事業の特徴等）について、過去 10 年間に実施した類似の事例
事業実施方針及び技術提案	1 事業の的確性（地権者との交渉状況、企業誘致の具体的な進め方、計画する誘致企業の業種等） 2 事業の実現性（事業工程、土地利用計画等） 3 地域貢献（地域への貢献度）
事業収支計画書	事業の収入及び支出を明らかにした資金計画書
誓約書	別紙に掲げる全ての項目について、事実と相違ない旨の誓約
役員等名簿	非常勤を含む役員・監査役及び支配人並びに営業所の代表者を記載したもの
県税、市税、法人税、消費税及びの納税証明書	提出日から 3 か月以内に発行されたもの
直近 3 期分の決算書の写し	
法人登記履歴事項全部証明書	提出日から 3 か月以内に発行されたもの
印鑑証明書	提出日から 3 か月以内に発行されたもの
宅地建物取引業の免許又は建設業の許可書の写し	
土地利用計画図	産業用地、道路、公園、排水施設等を明記した、縮尺 1, 000 分の 1 以上のもの
開発区域外整備図	別表第 1 の道路、排水施設等の整備図で、縮尺 10, 000 分の 1 以上のもの
その他市長が必要と認める書類	開発区域の求積図その他の市長が必要と認めるもの